

「静岡県国公立高等学校等奨学給付金」申請の御案内

制度概要

- 授業料以外の教育費の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした返済不要の給付金
- 要件を満たす世帯へ申請により年1回給付（概ね6月～8月頃に申請受付。10月末給付予定）
- 毎年給付を希望する場合は、毎年申請が必要
- 授業料に係る支援「就学支援金」とは別に申請手続きが必要。

支給対象要件

- 令和5年7月1日現在、保護者等が **静岡県内** に在住している。
- 令和5年7月1日現在、生徒等が **国公立** の高等学校に在学している。
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

収入要件（以下のどちらかにあてはまる方）

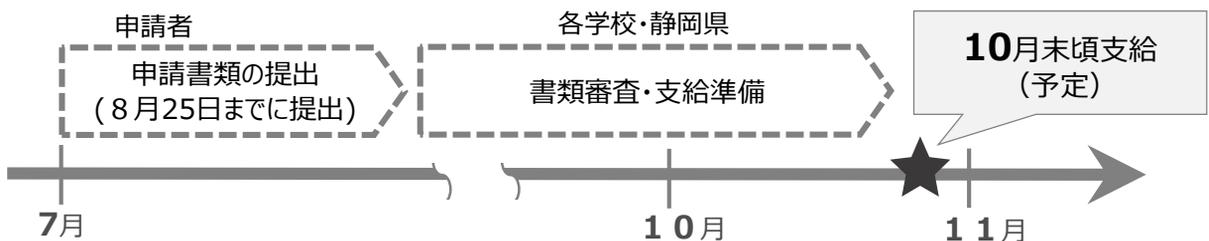
- 令和5年7月1日現在、**生活保護（生業扶助）**を受給している世帯
- **令和5年度**の保護者等の県民税・市民税**所得割額が非課税**である世帯

給付額（1人あたり年額）

対象生徒の区分		給付金額		
		全日・定時	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円		
県民税・市民税 所得割額が 非課税世帯	【第1子】 下記①・②・③に該当する兄弟姉妹の いない生徒	117,100		
	【第2子以降】 同一の者に扶養されている「15歳～22 歳未満の兄弟姉妹」において、下記の ①～③のいずれかに該当する者 ①扶養されている兄弟がいる ②中学・高校等に通っていない弟妹がいる ③専攻科・通信制高校・特別支援学校に 通っている弟妹がいる	143,700	50,500	50,500

※ 年齢及び扶養者の状況は令和5年7月1日現在で判断します。また、扶養の状況は健康保険証等により判断します。

給付額申請から支給までの流れ



- ※ 静岡県内の学校に通っている場合は、在学している学校へ問い合わせ・申請してください。
- ※ 静岡県外の学校に通っている場合は、静岡県教育委員会に直接問い合わせ・申請してください。
- ※ 申請書等の提出が遅れた場合は、支給日も遅れる可能性があります。御承知おきください。

申請に必要な書類

書 類	区 分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	非課税世帯			
			全日制・定時制		通信制	専攻科
			第1子	第2子以降		
高校生等奨学給付金受給申請書 (様式1)		○	○	○	○	○
在学証明書(県外の学校在学者) ※R5.7.1以降に発行されたもの		○	○	○	○	○
住民票(県外の学校在学者) ※R5.7.1以降に発行されたもの 静岡県内に居住している保護者等のもの		○	○	○	○	○
生活保護(生業扶助)受給証明書 (様式2) ※扶助費目の記載がある生活保護証明書でも可		○	—	—	—	—
保護者等全員の 課税証明書又は住民税決定通知書等 ※令和5年度のもの		—	○	○	○	○
本人及び兄弟姉妹の健康保険証(写)		—	—	○	—	—
扶養誓約書(様式1-2) ※国民健康保険等健康保険法等に おける扶養関係がない場合		—	—	○	—	—

※ 区分については、「対象区分確認シート」で確認してください。

注意事項

- 提出期限については、下記のとおりとなります。
静岡県内の高校に在学している場合 : 学校指定日
静岡県外の高校に在学している場合 : 令和5年8月25日(金)
- 保護者等が令和5年1月1日現在、海外在住等で所得確認ができない場合は、給付対象外となります。

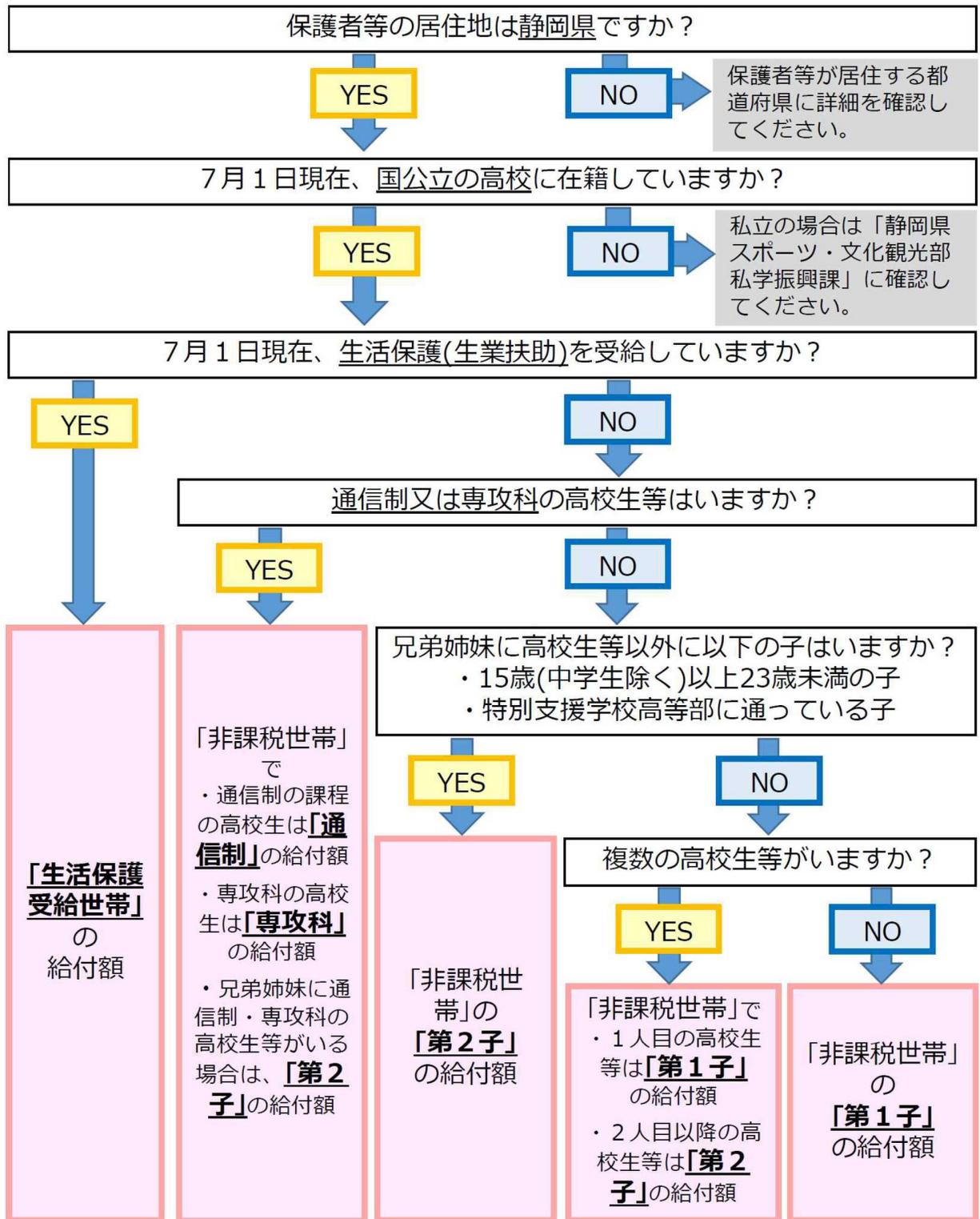
問い合わせ先・書類提出先

- 静岡県内の高校に在学している場合 : 在学している学校
- 静岡県県外の高校に在学している場合 : 静岡県教育委員会高校教育課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-3110
Mail : kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

(参考)

私立学校に在学している場合は、静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課へお問い合わせください。

＜静岡県＞高校生奨学給付金 対象確認シート



【 給付額について (国公立 年額) 】

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	
非課税世帯(第1子)	117,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯(第2子)	143,700円		